

亀山市公告第47号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を亀山市建設部建設管理課に備え置いて、公告の日から2週間縦覧に供する。

令和6年7月11日

亀山市長 櫻井 義之

1 法定外公共物の種類

道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路

2 法定外公共物の所在及び面積

亀山市田茂町字萩野479番2地先 253.92㎡

亀山市安知本町字萩野1957番2地先 39.05㎡